

本部町立瀬底小学校いじめ防止基本方針

1 本校の基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃（インターネット等を通じて行われているものも含む）を受けたことにより、当該行為の対象となった児童が精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。
- 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(2) いじめを防止するための基本的な方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって本校では、すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することのないように、『いじめ防止対策推進法』（平成25年法律第71号以下「法」という）第13条の規定に基づいて、いじめ防止やいじめの早期発見、いじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進する「瀬底小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

(3) 瀬底小学校いじめ防止基本方針の目的

- ①いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校づくりに計画的・組織的に取り組む。
- ②学級・学年等が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、児童一人一人の自己有用感・自己存在感の涵養に努める。
- ③保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携と協力を努め、社会全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指す。
- ④児童自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築き、いじめを許さない社会の実現に努める児童の育成を目指す。

2 いじめ防止の指導体制

いじめは誰もが被害者・加害者になり得ることを前提に、未然防止・早期発見・早期解決に努める。

(1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織【別図1も参照】

①校内指導体制及び関係機関との連携

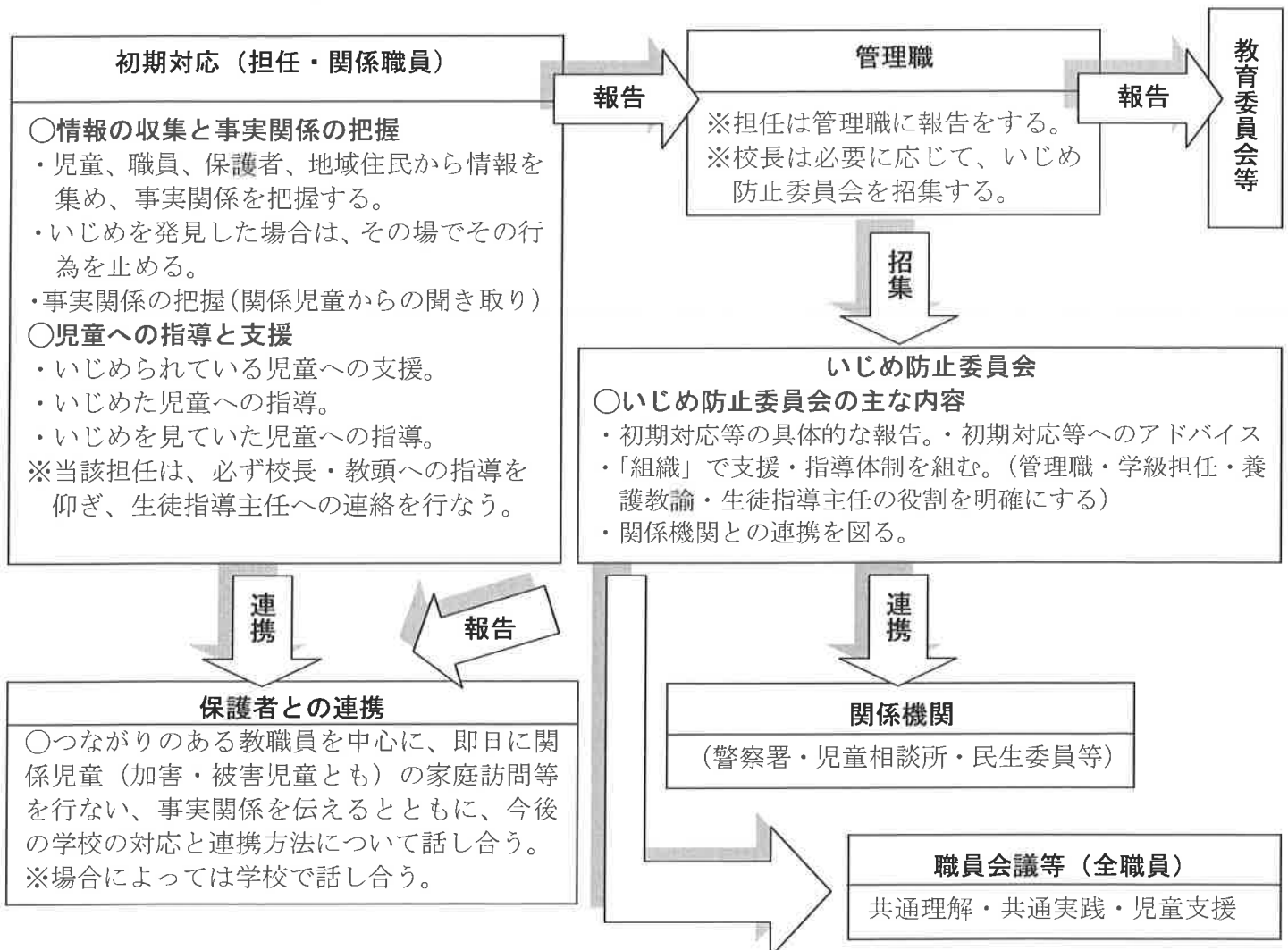
- ・生徒指導主任、教育相談担当、人権教育担当、道徳主任、特別活動担当等それぞれの役割を明確にし、それぞれの立場でいじめ防止に向けての取り組みの充実並びに連携を図る。
- ・関係機関の機能と役割、専門性を理解し、スムーズな連携が図れるよう連絡を密にする。

②校長、教頭、生徒指導主任、教務主任、養護教諭、学級担任、教育相談担当、特別支援コーディネーター、支援員などからなるいじめ防止のための生徒指導教育相談委員会（特別支援委員会）を毎月一回開催して各学年の状況を把握する。また、必要に応じてチーム会議（担任、生徒指導主任、教育相談担当、教務主任）を編成し、関係機関と連携して対応する。その情報や経過については職員会議等で生徒指導主任が報告し、学校全体で共有する。

(2) いじめの未然防止、早期発見、早期解決等に関する取り組み【別表1も参照】

3 いじめ発生時の対応

(1) いじめ発生（発見・通報・日常の観察・アンケート・教育相談・周囲や本人からの訴え）



(2) 重大事態への対応

- ①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。
- ②重大事態が発生した旨を本部町教育委員会に速やかに報告する。必要に応じて専門機関や警察等の関係機関への通報を行ない、支援を要請する。
- ③教育委員会との協議の上、当該事案に対処する組織をいじめ防止委員会を中核として設置する。(その場合、渉外として教頭を窓口として一本化する。)
- ④上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、当該事態への対処や同種の事態の再発防止策を講じる。
- ⑤上記調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、明らかになった事実関係やその他必要な情報を提供する。これらの情報提供にあたっては、他の児童や関係者の個人情報・プライバシーに十分配慮する。

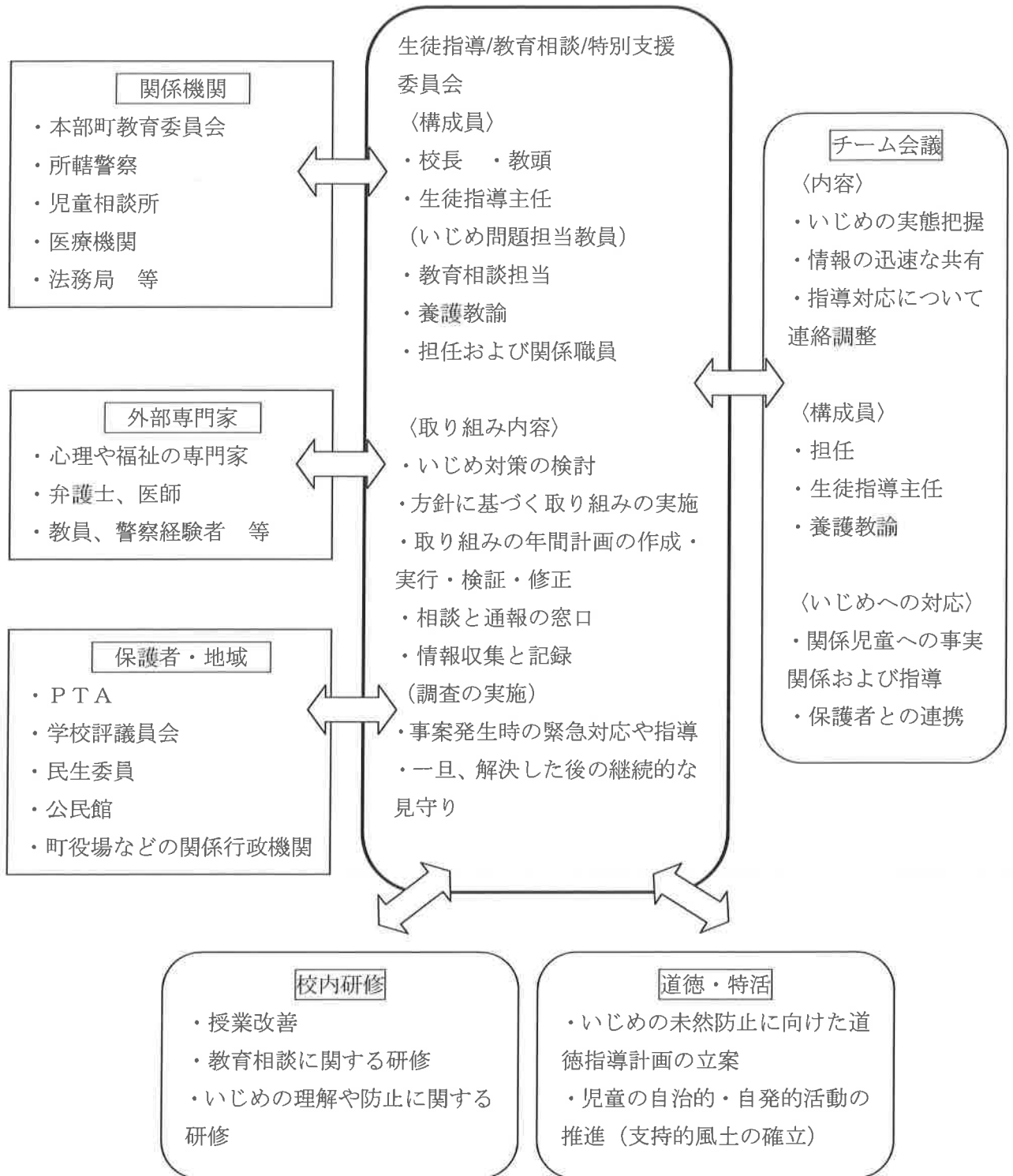
(3) 重大事態とは

- ①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合等
- ②「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」
 - ・年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合
 - ※「児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

(4) 重大事態の対応についての留意事項

- ①速やかに本部町教育委員会に報告し、町教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決にあたる。
- ②学年又は学校のすべての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会を開催する。
- ③事案によっては、マスコミの対応も考えられるため、対応の窓口を一本化する(教頭)

【別図 1】 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織



【別表 1】いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

I 学校全体としての取組

		児童へ直接かかわる取組内容	保護者との連携内容	
いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> ○個々の価値観等の理解（道徳・特活） ○道徳教育の充実（人権教育・情報モラル） ○正しい判断力の育成（道徳・特活） ○奉仕の体験活動への積極的取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○自他の区別し大切に扱う心の育成 ○携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束作り ○生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成する ○地域での様々な体験への参加 	
いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> ○集団から離れて一人である児童への声かけ ○個別面談や月一回のアンケートによる情報収集 ○文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追求 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的・積極的な子どもとの会話 ○服装の汚れや乱れ、ケガのチェック ○子どもの持ち物の紛失や増加に注意 	
いじめの早期発見	暴力を伴ういじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも職員による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景による根本的な解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことで事実や心情的把握をする ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止する ○いじめの原因や背景による根本的な解決 ○関係機関（警察、児童相談所等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
	暴力を伴わないいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる、精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも職員による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景による根本的な解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢をみせることと、子どもの話をよく聞くことで事実野心上の把握をする ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止する ○いじめの原因や背景の調査による根本的な解決 ○関係機関（教育相談、カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
	行為がわかりにくいいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束 ○本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握と迅速な初期対応 ○いじめの原因や背景の調査による根本的な解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢をみせることと、子どもの話をよく聞くことで事実野心上の把握をする ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止する ○いじめの原因や背景の調査による根本的な解決 ○関係機関（カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
直接関係がない児童		<ul style="list-style-type: none"> ○防寒することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた児童の苦しみの理解 ○言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切佐の指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに気づいた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導する ○どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意思を育成する 	

II 家庭や地域との連携

各家庭（PTA）での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもに感心をもち、寂しさやストレスに気づくことのできるような啓発（PTA教育講演会の実施等） ○子どものがんばりをしっかり認め褒めること。いけない時にははっきりと叱ることの実践啓蒙 ○父親の子育てへの積極参加を啓蒙する
地域での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの依頼 ○広場や近所等で困っている子どもへの積極的な声かけ